

天草市立小・中学校指定校変更及び区域外就学に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条に規定する指定校の変更及び第9条に規定する区域外就学について、天草市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が許可する際の事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 教育委員会が指定校の変更及び区域外就学を許可する際の基準は、別表1及び別表2のとおりとする。

(申請)

第3条 学齢児童又は学齢生徒について、指定校の変更及び区域外就学をさせようとする保護者は、天草市立小・中学校への就学等に関する規則に規定する申請書に別表1及び別表2に掲げる必要書類を添付して、教育委員会へ提出しなければならない。

(許可)

第4条 教育委員会は、前条の申請があったときは、当該申請について審査し、第2条の許可基準のいずれかに該当しかつ教育上適切と認められるときは、指定校の変更等を許可することができる。

(許可の取り消し)

第5条 教育委員会は、前条の許可を受けた保護者が、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により許可を受けていることが判明した場合
- (2) 申請事由が変更又は解消したと認められる場合
- (3) その他の理由により教育委員会が許可の取り消しを必要と認めた場合

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年11月1日から適用する。
この要領は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、許可を受けた指定校の変更及び区域外就学については、それぞれこの要領の相当規定によりなされたものとみなす。